

児童虐待に関わる「5の問い」③

応用編Ⅱ

（所要時間 5～15分）

1 研修のポイント

- ・ 虐待を受けたと思われる児童への対応や通告についての理解を深めることができます。
- ・ 方法によって、5分～15分の研修を行うことができます。

2 使用する資料

- ・ 【演習資料3】 児童虐待に関わる「5の問い」③ 応用編Ⅱ
- ・ 【演習解説3】 児童虐待に関わる「5の問い」③ 応用編Ⅱ 解説

3 参考となる資料

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・ 「児童虐待防止と学校」（文部科学省）モジュール5、モジュール9
- ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省）
- ・ 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」（厚生労働省）

4 研修の流れ

（1）5分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「5の問い」③を考える。
5	・ 「5の問い」③の解説を配布し、読み合う。

（2）15分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「5の問い」③を考える。
7	・ グループで「5の問い」③について意見交換をする。
12	・ 指導者が解説する。
15	・ 感想を交流し、活動を振り返る。※

※ 振り返りのポイント

- ・ 虐待の事実があるかどうかについて、「確証」を得ることまでは、求められていない。「通告」は、子供も保護者も教職員も、全ての人を救うための行為であると捉えることが大切である。
- ・ 学校は、学齢期のすべての子供に関わることのできる唯一のシステムである。学校に対しては、家庭内における虐待を早期に発見すること、子供の育ちを家庭とともに支えていくこと等において、大きな役割がある。

【演習資料3】

児童虐待に関わる「5の問い」③ 応用編

- ① 児童虐待防止法の規定により、学校におけるすべての教職員は、虐待の早期発見の努力義務と通告の義務を課せられている。また、教職員は、通告したことを児童[※]の保護者に連絡するよう定められている。
- ② 虐待の通告は、家庭との信頼関係を損なう恐れがあるため、学校は、虐待の事実の有無を確認してから通告しなければならない。
- ③ 児童相談所に虐待通告された児童は、施設入所等により家庭から分離されるケースが多い。通告後のその子供への対応については、福祉関係機関に一切を任せ、学校は、当該機関から連絡があるまで関わってはならない。
- ④ 児童福祉法により、地方自治体は、虐待を受けた児童などに対する区市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。また、「要保護児童対策地域協議会」の運営は、福祉関係機関が行うので、学校は「要保護児童対策地域協議会」からの要請がない限り、関わることを禁じられている。
- ⑤ 身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が最も多いのは、身体的虐待である。

※ 「児童」とは、児童虐待防止法第二条の「18歳に満たない者」をいう。

【演習解説3】児童虐待に関わる「5の問い」③ 応用編Ⅱ 解説

問① 児童虐待防止法の規定により、学校における全ての教職員は、虐待の早期発見の努力義務と通告の義務を課せられている。また、教職員は、通告したことを児童の保護者に連絡するよう定められている。

解説 児童虐待防止法第五条により、学校及び教職員は、児童虐待の早期発見のための努力義務が課せられており、児童虐待を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければなりません。また、児童虐待防止法第七条では、「当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とされていることから、通告者名が外部に明かされることはありません。教職員は、通告したことを児童の保護者に連絡する必要はありません。なお、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続きに則って不開示とすることについて検討する必要があります。必要に応じて、弁護士とも相談するようにしてください。

参考：「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」 文部科学省 P3、5、17
「児童虐待防止と学校」 文部科学省 モジュール5 P9
「学校問題解決のための手引」 東京都教育委員会 P36

問② 虐待の通告は、家庭との信頼関係を損なう恐れがあるため、学校は、虐待の事実の有無を確認してから通告しなければならない。

解説 虐待の事実があるかどうかについて、「確証」を得ることまでは、求められていません。虐待と「思われる」ということであれば、学校は、その時点で速やかに、虐待の通告を行うことが求められます。また、家庭との信頼関係はとても大切ですが、それは、虐待通告をしない理由にはなりません。「通告」は、児童も保護者も教職員も、全ての人を救うための行為として捉えることが大切です。

参考：「児童虐待防止と学校」 文部科学省 モジュール6 P15

問③ 児童相談所等に虐待通告された児童は、施設入所等により家庭から分離されるケースが多い通告後のその子供への対応については、福祉関係機関に一切を任せ、学校は、当該機関からの連絡があるまで関わってはならない。

解説 児童相談所等に虐待通告された児童であっても、施設入所等により家庭から分離されるケースは少数であり、全体の8割から9割のケースは、在宅のまま、学校を含めた地域の資源により見守りと支えが続けられていくこととなります。通告のあった児童の家庭での状況の確認や保護、保護者への指導や支援は、主として福祉関係機関による対応に委ねられることとなりますが、学校も、必要に応じ、これらの対応に関し協力を求められることがあります。学校は、学齢期の全ての児童に関わることのできる唯一のシステムです。学校は、家庭内における虐待を早期に発見すること、児童の育ちを家庭とともに支えていくこと等において、大きな役割があります。一時保護解除後、在宅での支援を受けている間も、当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」 文部科学省 P10、29
「児童虐待防止と学校」 文部科学省 モジュール9 P6、18、19
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」 文部科学省

問④ 児童福祉法により、地方自治体は、虐待を受けた児童などに対する区市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。また、「要保護児童対策地域協議会」の運営は、福祉関係機関が行うので、学校は「要保護児童対策地域協議会」からの要請がない限り、関わることを禁じられている。

解説 虐待を受けている児童や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。このため、関係機関により、児童や保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、児童福祉法第二十五条において、要保護児童対策地域協議会が規定されており、地方自治体はその設置に努めるものとされており、設置率は99.7%となっています。（平成29年4月1日現在）学校は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加するなどして、虐待を受

けた児童を守り、育てることが求められています。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」 文部科学省 P31
「児童虐待防止と学校」 文部科学省 モジュール5 P13、18
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」 文部科学省

問⑤ 身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が最も多いのは、身体的虐待である。

解説 近年、身体的虐待よりも心理的虐待が増え、件数の半数以上となっています。児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取りでは、心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告の増加が挙げられています。

心理的虐待については外見上からは分かりません。また、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトにおいても、気付くことが難しいこともあります。このことから考えると、園、学校においても、幼児、児童・生徒に接する時間の長い教員が、児童虐待の理解を深め、早期発見するとともに、適切に対応していくことがさらに必要だと言えます。

参考：「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」 文部科学省 P1、2